
プロジェクト	IASB 情報要請「IFRS 第 15 号の適用後レビュー」に対するコメント案の検討
項目	第 58 回 IFRS 適用課題対応専門委員会及び第 509 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 58 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2023 年 9 月 6 日開催）、及び第 509 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 7 日開催）で聞かれた意見をまとめたものである。

第 58 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2023 年 9 月 6 日開催）で聞かれた意見

（全般）

2. 日本基準において IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）を基本的にすべて取り入れるという方針で、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）等を開発し、適用しているという背景を踏まえたコメント・レターの基本的方針には同意する。

（質問 6：ライセンス供与）

3. 「IAS 第 38 号「無形資産」－ サプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに対する顧客のアクセス権」に関する IFRS 解釈指針委員会の 2018 年 11 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対して、ASBJ がリースや無形も含めて、ライセンスに関する定義が明確でないとのコメントをしている経緯を踏まえると、今回の IFRS 第 15 号に対する情報要請に対してコメントするのか、他のところでコメントしたほうがいいのかという論点もあるように思われ、コメントするならばどうコメントするのかについて慎重に検討した方がよいと考える。

（質問 7：開示要求）

4. 残存履行義務の開示について米国会計基準 Topic-606 や収益認識会計基準では、売上高または使用量に基づくロイヤルティ等について開示を免除する定めがある。継続的なコストの削減や米国会計基準とのコンバージェンスの観点からも、この定めを取り入れることを提案してはどうか。

(質問 9 : IFRS 第 15 号と他の IFRS 会計基準書との適用)

5. 収益認識会計基準第 150-3 項のとおり、IFRS 第 15 号では、契約資産は金融資産に該当するかどうか言及されていない。認識の中止について適用すべき IFRS 会計基準書や表示にも影響する論点であり、契約資産の性質を明確にすることも提案してはどうか。
6. 顧客との契約の IFRS 第 15 号に基づく会計処理から当初返金負債や契約負債として認識された負債について、その後の事実及び状況により金融負債に該当した場合にその時点で金融負債として会計処理するのは自明のことであり、コメントする必要はないのではないか。

第 509 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 7 日開催）で聞かれた意見**(質問 7 : 開示要求)**

7. 残存履行義務の開示について、重大な継続的なコストを生じさせているという意見が第 58 回 IFRS 適用課題対応専門委員会に寄せられていたのであれば、コメントしてはどうか。
8. 残存履行義務の開示は、契約が長期にわたるような企業の将来の収益を予想する際には重要な情報になると考える。一方、短期的な契約が多いような企業にとっては重要ではないと考えられるが、重要でない場合に開示の省略が認められるのであれば、あえてコメントする必要はないのではないか。

(質問 9 : IFRS 第 15 号と他の IFRS 会計基準書との適用)

9. IFRS 第 16 号「リース」については、現在開発中の日本基準で採用することを検討している考え方に関連するものであり、コメントするとの事務局提案に同意する。
10. IFRS 第 9 号「金融商品」に関して、情報・通信業や空運業を営む企業は、顧客との契約に基づき、顧客の選択により自社の財・サービスにも、第三者の財・サービスにも交換可能なポイントについての会計処理については、実務的には困っている状況という認識はない。このため、会計処理の明確化を求めることにより、現行の実務が採用できなくなるリスクも懸念されることから、コメントすることの可否は慎重に検討すべきであると考ええる。

以 上